ID	

医師票

厚生労働省保険局医療課委託事業「平成 20 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」

後発医薬品の使用状況調査　調査票（案）

※この「医師票」は、貴医療機関において、院外処方せんを発行している外来診療を担当する医師の方に、後発医薬品の使用状況やお考えについてお伺いするものです。

※回答の際は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（　　）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。（　　）内に数値を記入する設問で、該当なしは「０（ゼロ）」を、わからない場合は「－」をご記入ください。

※ご回答頂いた調査票は、専用の返信用封筒（切手不要）にて、直接、事務局までご返送いただけますよう、お願い申し上げます。

※特に断りのない場合は、平成 20 年 12 月現在の状況についてご記入ください。

１．貴方ご自身についてお伺いします。

①性別	1. 男性　2. 女性	②年齢	（　　）歳
③主たる担当診療科 ※○は１つだけ	1. 内科　2. 外科　3. 整形外科　4. 形成外科 5. 小児科　6. 産婦人科　7. 呼吸器科　8. 消化器科 9. 循環器科　10. 精神科　11. 眼科　12. 耳鼻咽喉科 13. 泌尿器科　14. 皮膚科　15. 放射線科 16. その他（具体的に　　）		
④（ご自身の）１日当たり平均外来診察患者数	（　　）人程度　※平成 20 年 12 月 1 か月間		

２．外来診療における院外処方せん発行時の状況や後発医薬品の処方に関するお考え（平成 20 年 12 月末現在）についてお伺いします。

①後発医薬品の処方に関するお考えとして、最も近いものはどれですか。　※○は１つだけ

1. 特にこだわりはない　……▶　質問②へ
2. 患者からの要望がなくても後発医薬品を積極的に処方*……▶　質問②へ
3. 患者からの要望があっても後発医薬品は基本的には処方しない……▶　質問①-1 の後、質問②へ

＊後発医薬品の銘柄処方のほか、「後発医薬品への変更不可」欄に署名等を行わない場合を含みます。

＜上記質問①で「3.」と回答された方にお伺いします＞

①-1「後発医薬品は基本的には処方しない」のはどのような理由によるものでしょうか。

※あてはまる番号のすべてに○。また、「5. 後発医薬品の情報提供の不備」を選択された場合、必要な情報を（　　）に記入してください。

1. 後発医薬品の品質への疑問
2. 後発医薬品の効果への疑問
3. 後発医薬品の副作用への不安
4. 後発医薬品の安定供給体制の不備
5. 後発医薬品の情報提供の不備
   →①-1-1 どのような情報が必要ですか。
   （例：先発医薬品との同等性に関するデータ、種々の副作用の症例報告　　）
6. 後発医薬品に関する患者への普及啓発不足
7. その他（具体的に　　）

……▶　質問②へお進みください